

定 款

株式会社リップス

第1章 総 則

(商号)

第 1 条 当会社は、株式会社リップスと称し、英文では LIPPS CO., LTD と表示する。

(目的)

第 2 条 当会社は、次の各号の事業を営むことを目的とする。

1. 美容院の経営
2. 化粧品の開発・販売
3. 美容機器及び器具の開発・販売
4. 日用品雑貨その他商品の開発・販売
5. ウェブサイトの運営
6. インターネットでの商品販売
7. 情報提供サービス事業
8. 撮影事業
9. 広告事業
10. フランチャイズ経営
11. バックオフィス業務の受託
12. 人材育成のための教育・研修事業
13. イベントの企画、運営、管理及び実施
14. コンサルティング事業
15. デザイン事業
16. 前各号に附帯又は関連する事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(公告方法)

第 4 条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第 5 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役

- 3. 監査役会
- 4. 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当会社の発行可能株式総数は、10,000,000 株とする。

(自己の株式の取得)

第 7 条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第 8 条 当会社の単元株式数は、100 株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 9 条 当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第 10 条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第 11 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料並びに株主の権利行使の手続等は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第 12 条 定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合には、いつでも招集することができる。

(定時株主総会の基準日)

第 13 条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は 1 名とし、当会社の議決権を有する株主であることを要する。

- 2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証する書面を株主総会ごとに提出しなければならない。

(株主総会議事録)

第 18 条 株主総会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成する。

第 4 章 取締役及び取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役は、9 名以内とする。

(選任の方法)

第 20 条 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役及び役付取締役)

第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2 取締役会は、その決議によって、取締役会長及び取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の決議によって定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは招集の手続きを経な

いで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第 25 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議等の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会議事録)

第 27 条 取締役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）については、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第 30 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第 31 条 当会社の監査役は、4名以内とする。

(選任の方法)

第 32 条 監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 33 条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第 34 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 35 条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急を要する場合はこの期間を短縮することができる。

2 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで開催することができる。

(監査役会の決議の方法)

第 36 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会議事録)

第 37 条 監査役会の議事については、法務省令に定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名を行う。

(監査役会規程)

第 38 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 39 条 監査役の報酬等については、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 40 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任の方法)

第 41 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

第 42 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 43 条 会計監査人の報酬等については、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計算

(事業年度)

第 44 条 当社の事業年度は、毎年 9 月 1 日から翌年 8 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 45 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事

項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(配当金の基準日)

- 第 46 条 当会社の期末配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。
- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。
 - 3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

- 第 47 条 配当金とその支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。
- 2 未払の配当金には利息をつけないものとする。

第 8 章 附 則

(定款に定めのない事項)

- 第 48 条 本定款に定めのない事項は、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

(電子提供措置等の効力発生)

- 第 49 条 定款変更案第 15 条（電子提供措置等）の新設は、当会社が振替株式（「社債、株式等の振替に関する法律」に規定する振替株式）を発行している会社となった日から効力を生ずるものとする。なお、本条は、効力発生後削除する。

(公告方法の変更及び発行可能株式総数の効力発生)

- 第 50 条 定款変更案第 4 条（公告方法）及び第 6 条（発行可能株式総数）の変更は 2025 年 3 月 15 日付株式分割の効力発生を条件として効力を生ずる。なお、本条は、効力発生後削除する。